用語の解説(調査票A関係)

1.個人属性に関する事項

1 年齢

平成 18年 10月 19日現在における満年齢である。

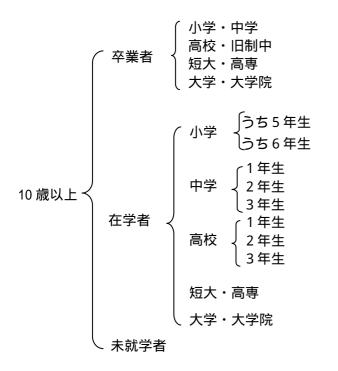
2 配偶関係

配偶関係は,届出の有無に関係なく,実際の状態により,次のように区分した。

- ・未 婚......結婚したことのない人。
- ・有配偶……現在,妻又は夫のある人(内縁関係に ある人を含む。)。
- ・死別・離別……妻又は夫と死別・離別して,現在 独身でいる人。

3 教育

平成 18 年 10 月 20 日現在の状態により,次のように区分した。



ここでいう学校とは,小学校,中学校,高等学校, 短期大学,大学などの学校をいい,予備校,洋裁学校,料理学校,語学学校や職員・社員の研修所,養 成所,訓練所などは含まない。

各種学校,専修学校については,中学校卒業を入 学資格とする修業年限3年以上のものは「高校」と し,高等学校卒業を入学資格とする修業年限2年以 上のものは「短大・高専」とした。

なお, 学年については, 生年月により区分した。

4 情報通信関連機器の使用の状況

使用しているか否か ,使用している場合には使用している機器の種類により ,次のように区分した。

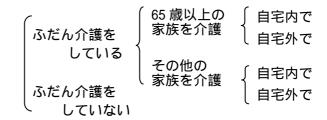
使用していない

「使用している」には,本人が所有している場合のほか,世帯で共有しているものや学校・職場が所有しているものを,時間を問わず自分の用途で使用している場合も含む。なお,学校や職場のみで使用している場合は除いた。

「携帯情報端末」とは,スケジュール,住所録,メ モなどの個人の情報を管理する電子秘書機能と,携 帯電話やPHSなどを通じたインターネットへのア クセス機能を持つ,手帳サイズのコンピュータをいう。

5 介護の有無・対象

ふだん家族の介護をしているか否か ,している場合には誰をどこで介護しているかにより , 次のように区分した。



ここでいう介護とは,日常生活における入浴・衣服の着脱・トイレ・移動・食事等の際に,何らかの手助けをすることをいい,介護保険制度で要介護認定を受けていない人に対する介護も含む。

なお ,一時的に病気等で寝ている人に対する介護の 場合は ,「ふだん介護をしている」から除いている。

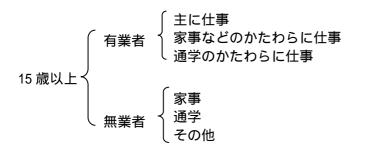
6 子の有無・居住地

60 歳以上の人について,子供がいるか否か,いる場合には最も近くに住んでいる子供(子の配偶者を含む。)の居住地により,次のように区分した。

- ・同居
- ・同一敷地内
- ・近 所(徒歩で5分程度)
- ・同一市町村
- ・他の地域

7 ふだんの就業状態

15 歳以上の人について,ふだん仕事をしているか否かにより次のように区分した。



・有業者.....ふだんの状態として,収入を目的とした仕事を続けている人。

なお,家族従業者は,無給であってもふだん 継続して仕事をしていれば有業者とした。

また,育児休業や介護休業などで仕事を一時的に休んでいる場合は,収入の有無及び休業日数の長短にかかわらず有業者とした。

なお、仕事があったりなかったりする人や、忙しい時だけ家業を手伝う人など、「ふだんの状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1年間に30日以上仕事をしている場合を、「仕事をしている人」とした。

・無業者……有業者以外の人。

8 就業希望の状況

無業者について,就業希望の状況を次のように区分した。

- ・就業希望であり仕事を探している
- ・就業希望であるが仕事を探していない
- ・非就業希望

ここでいう就業希望は,将来的なことではなく, 現在仕事をしたいと思っているか否かによる。

9 従業上の地位

有業者を従業上の地位により、次のように区分した。

- ・雇用されている人……会社・団体・官公庁・個人 商店などに雇われている人。住み込みの家事手 伝いや臨時雇 パート ,アルバイトなどを含む。 なお , 会社などの役員は除く。
- ・会社などの役員……会社の社長・取締役・監査役, 団体の理事・監事などの役員。
- ・雇人のある業主……個人経営の商店主・工場主・ 農業主などの事業主や開業医・弁護士などで, 雇人がいる人。
- ・雇人のない業主……個人経営の商店主・工場主・ 農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・ 行商従事者などで,本人又は家族とだけで事業

を営んでいる人。

- ・家族従業者……農業や個人商店などで,農作業や 店の仕事などを手伝っている家族。
- ・家庭内の賃仕事(内職)……材料が支給され,大 がかりな固定的設備を必要としない仕事を自宅 で行っている人。

10 雇用形態

雇用されている人については,勤め先での呼称により,次のように区分した。

- ・正規の職員・従業員
- ・パート
- ・アルバイト
- ・労働者派遣事業所の派遣社員
- ・その他

11 職業

従事した仕事の種類を,国勢調査の職業分類に基づいて分類した。

「別表1」を参照されたい。

12 従業者規模

勤め先の企業あるいは自分で経営している企業の 規模を,本社,支社,本店,支店,工場,営業所, 出張所などを含めた企業全体の従業者数(パートな どを含む。)により区分した。

ただし,国,地方公共団体又は独立行政法人に雇われている場合は,「官公など」とした。

13 週間就業時間

就業規則などで定められている就業時間ではなく, ふだんの1週間の実労働時間数(30分未満は切り捨 て,30分以上は切り上げ)により区分した。

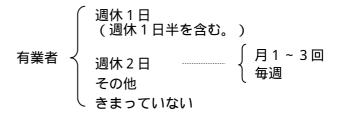
なお, ふだん残業や副業をしている場合には, その時間を含む。

14 ふだんの片道の通勤時間

自宅を出てから勤め先に着くまでのふだんの通勤 所要時間をいう。徒歩や乗り換え,待ち合わせの時 間を含む。

15 週休制度

就業規則などで定められている週休制度により,次のように区分した。

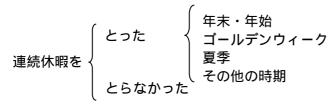


- ・週休1日半……日曜日が休日で,土曜日が半日勤 務などの場合。
- ・その他……月に1回でも週休3日以上がある場合や月単位の休日制の場合。
- ・きまっていない......行商 ,農家などで休日が決まっていない場合。

16 連続休暇の取得の有無・時期

過去1年間(平成17年10月20日~18年10月19日)に1週間以上(日曜日・祝日を含む。)の連続した休暇を取得したか否か、取得した場合にはその時期により、次のように区分した。

なお,病気・忌引等は含まない。



17 ライフステージ

本人の年齢や在学の状態,配偶者や子供と同居か否かなどにより,次のように区分した。

・教育を受けている時期

同一世帯内に子供,配偶者のいない在学中の者(30歳未満)。在学中の学校により細分した。

- ・小学生
- ・中学生
- ・高校生
- ・その他の在学者
- ・独身期

同一世帯内に子供,配偶者のいない者。年齢により細分した。

- ・35 歳未満
- ・35~44歳
- ・45~64歳
- ・65 歳以上
- ・子供のいない夫・妻

同一世帯内に子供はいないが配偶者がいる者。 年齢により細分した。

- ・35 歳未満
- ・35~44歳
- ・45~64歳
- ・65 歳以上
- ・子育て期の夫・妻

同一世帯内に配偶者と30歳未満の無業の子供がいる者。末子の就学状況により細分した。

- ・末子が就学前
- ・末子が小学生

- ・末子が中学生
- ・末子が高校生
- ・末子がその他
- ・子育て期のひとり親

同一世帯内に 30 歳未満の無業の子供がおり, 配偶者がいない者。末子の就学状況により細分 した。

- ・末子が就学前
- ・末子がその他
- ・子供(無業の30歳未満の子供以外)と同居の夫・妻

同一世帯内に30歳未満の無業の子供はいないが、その他の子供がおり、配偶者がいる者。

・子供(無業の30歳未満の子供以外)と同居のひと り親

同一世帯内に30歳未満の無業の子供はいないが、その他の子供がおり、配偶者がいない者。

なお,「子供」には,実子のほか,子の配偶者や配 偶者の子を含む。

2. 世帯属性に関する事項

18 世帯

住居と生計を共にしている人の集まりをいう。 一人で1戸を構えて暮らしている人や 間借り 寮・ 寄宿舎・下宿屋などに居住する単身者はその一人一 人を一つの世帯とした。

19 世帯の家族類型

世帯をその構成により,次のように区分した。

- ・夫婦のみの世帯
- ・夫婦と子供の世帯
- ・夫婦と両親の世帯
 - ・夫婦と夫の両親の世帯
 - ・夫婦と妻の両親の世帯
- ・夫婦とひとり親の世帯
 - ・夫婦と夫のひとり親の世帯
 - ・夫婦と夫の男親の世帯
 - ・夫婦と夫の女親の世帯
 - ・夫婦と妻のひとり親の世帯
 - ・夫婦と妻の男親の世帯
 - ・夫婦と妻の女親の世帯
- ・夫婦,子供と両親の世帯
 - ・夫婦、子供と夫の両親の世帯
 - ・夫婦、子供と妻の両親の世帯

- ・夫婦,子供とひとり親の世帯
 - ・夫婦,子供と夫のひとり親の世帯
 - ・夫婦,子供と夫の男親の世帯
 - ・夫婦,子供と夫の女親の世帯
 - ・夫婦,子供と妻のひとり親の世帯
 - ・夫婦,子供と妻の男親の世帯
 - ・夫婦,子供と妻の女親の世帯
- ・高齢者夫婦世帯……夫婦のみの世帯のうち,夫が65歳以上,妻が60歳以上の世帯。
- ・母子世帯……有配偶でない母と 20 歳未満の未婚の 子供から成る世帯。
- ・父子世帯……有配偶でない父と 20 歳未満の未婚の 子供から成る世帯。
- ・単身世帯……一人の世帯。

なお,この「世帯の家族類型」での夫婦とは,世帯内で最も若い世代の夫婦のことをいう。世帯内に2組以上の夫婦がいる場合の夫・妻とは,この夫婦に該当するものをいい,親,子供(未婚の子に限る。)とは,この夫婦からみた続き柄としての親又は子供をいう。

20 単身世帯の区分

単身世帯を,次のように区分した。

- ・単身赴任……配偶者又は扶養親族のある給与所得者で,会社などの命令により生活の本拠としていた住居を離れ,一人で3か月以上(その見込みを含む。)生活している場合。出稼ぎ者を含む。
- ・その他

21 共働きか否かの別

夫婦のいる世帯を,夫と妻のふだんの就業状態に より,次のように区分した。

- ・夫が有業で妻も有業(共働き)
- ・夫が有業で妻が無業
- ・夫が無業で妻が有業
- ・夫が無業で妻も無業

22 住居の種類

各世帯の住居を , その所有関係により , 次のように 区分した。

- ・持ち家……その世帯が所有している住宅。登記が まだ済んでいない場合や,分割払いで支払いが 完了していない場合を含む。
- ・民営の賃貸住宅
- ・都市再生機構・公営などの賃貸住宅
- ・給与住宅……社宅,公務員住宅など,勤め先の会社・官公庁・雇主などが所有又は管理している 住宅に住んでいる場合。

なお,会社・雇主などが借りている一般の住

宅に住んでいる場合を含む。

・住宅に間借り・寄宿舎・その他

住宅に間借り……他の世帯が住んでいる住宅(持ち家・借家・給与住宅)の一部の部屋を借りて住んでいる場合。

なお,その借りている部分が次の ~ のすべてに当てはまる場合は,「住宅に間借り」ではなく「民営の賃貸住宅」とした。

他の居住部分と完全に仕切られており,専用 の居住室がある。

専用の出入口がある(共用の廊下などを通って出入りできる場合を含む)。

専用の流しと便所がある(共用でも,他の世帯の居住部分を通らずに,いつでも使える場合を含む)。

23 居住室数

居住室とは,居間,寝室,客間など居住用の室をいう。玄関,台所,便所,浴室などは除く。

なお,ダイニングキッチン(食事室兼台所)は,流しや調理台以外の部分が3畳相当以上ある場合,居住室とした。

24 自家用車の有無

「自家用車あり」とは,所有権の有無に関係なく, 世帯員が常時使用できる自家用車がある場合をいう。 ただし,業務用のみに使用している車は除く。

25 世帯の年間収入

世帯の年間収入とは,すべての世帯員の過去1年間(平成17年10月20日~18年10月19日)の収入(税込み額)の合計をいう。

自営業の場合は,売上高から必要経費を差し引い た営業利益をいう。

収入は,仕事からの収入だけでなく,年金・恩給などの給付金,配当金,仕送り金などを含む。ただし,財産の売却,預貯金の引き出しによる収入及び相続,贈与,退職金など経常的でない収入は除く。

なお,この1年の間に新たに仕事に就いた人の場合は,その仕事に就いた時から現在までの収入を基に,1年間働いたとした場合の収入額の見積りによる。

26 介護支援の利用の状況

介護支援とは 別居の親族からの手助けや介護サービス (訪問介護,日帰り介護)などをいう。

介護には,介護保険制度で要介護認定を受けてい ない人に対する介護も含む。

3. 1日の生活時間に関する事項

1日の行動を 20 種類に分類し,時間帯(15分単位) 別の行動状況(同時に 2種類以上の行動をした場合 は,主なもの一つ)を調査した。

27 行動の種類

20種類の行動を大きく3つの活動にまとめ、睡眠, 食事など生理的に必要な活動を「1次活動」,仕事, 家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動を「2次活動」,これら以外の各人が自由に使え る時間における活動を「3次活動」とした。

各行動の内容例示については,「別表2」を参照されたい。

 1 次活動 〈 身の

身の回りの用事

食事

通勤・通学

仕事(収入を伴う仕事)

学業(学生が学校の授業やそれに 関連しておこなう学習活動)

2次活動

家事

介護・看護

育児

買い物

移動(通勤・通学を除く)

テレビ・ラジオ・新聞・雑誌

休養・くつろぎ

学習・研究(学業以外)

3次活動

趣味・娯楽

スポーツ

ボランティア活動・社会参加活動

交際・付き合い

受診・療養

その他

28 その日の行動の種類

生活時間の調査日の状況を,次の区分で調査した。 (複数回答あり)

- ・旅行(1泊2日以上)
- ・行楽(半日以上の日帰り)
- ・行事または冠婚葬祭(半日以上の参加)
- ・出張・研修など
- ・療養
- ・休みの日(休暇・休日など)
- ・その他

集計においては,次の区分で表章している。

 $_{\mathsf{C}}$ ふ だ ん の 日…「その他」にのみ記入のある日

└休 み の 日…「休みの日」に記入のある日

仕事のない日... 有業者について , 「休みの日」に 記入のある日

┌学校のない土曜日… 在学者について,「休みの日」に記入のある土曜日

学校のある土曜日… 在学者について , 「休みの 日」に記入のない土曜日

29 その日の天気

生活時間の調査日における天気の状況を ,次のように区分した。

- 一日中雨
- 一時雨
- ・降雨なし

30 一緒にいた人

1日の行動に関し,時間帯(15分単位)別に一緒 にいた人を,次の区分で調査した。

ここで「一緒にいた」とは,普通に会話ができる 程度の距離にいる場合をいう。ただし,近くに知っ ている人が誰もいない場合や睡眠中は「一人で」と している。

- ・一人で
- ・家族
- ・学校
- ・職場の人
- ・その他の人

31 平均時間

行動の種類別平均時間は,一人1日当たりの平均 行動時間数で,総平均と行動者平均,曜日別平均と 週全体平均とがある。

- ・総平均……該当する種類の行動をしなかった人を含む全員についての平均。
- ・行動者平均……該当する種類の行動をした人のみについての平均。
- ・曜日別平均……調査の曜日ごとに平均値を算出 したもの。平日平均(月曜日~金曜日の平均値), 月曜日~日曜日平均がある。
- ・週全体平均……次の式により曜日別結果を平均して算出した。

(月曜日平均 + + 日曜日平均)

7

ただし,ある曜日に当該属性を持つ客体が存在しない場合は以下のとおり算出した。

・週全体の総平均時間

(5× 平日平均 + 土曜日平均 + 日曜日平均)

7

注:平日, 土曜日及び日曜日のうち, 1つでも当該属性を持つ客体が存在しない場合は, 算出せず「・・・」で表章した。

・週全体の行動者平均時間

(月曜日平均 + + 日曜日平均時間)

月曜日~日曜日の当該行動者のいる曜日数

32 行動者数

調査日に当該行動をした人の数。

33 行動者率

4. 平均時刻に関する事項

34 行動開始・終了時刻

連続する2日間の時間帯別の行動の状況から,主な行動の開始又は終了時刻を次のとおり設定した。 なお,結果表章に用いた曜日は1日目の曜日とした。

- ・起床時刻…12時前に始まり,60分を超えて続く最初の睡眠の終了時刻。なお,睡眠と睡眠の間の睡眠以外の行動が30分以内の場合は,睡眠が続いているとした。
- ・朝食開始時刻…4時以降,11時前に始まる最初の食事開始時刻。
- ・夕食開始時刻…16 時以降,24 時(翌日0時)前に 始まる最初の食事開始時刻
- ・就寝時刻…17 時以降,36 時(翌日 12 時)前に始まり,60 分を超えて続く睡眠の開始時刻。

該当の睡眠が2行動以上ある場合は,睡眠継続時間が最長の睡眠(継続時間が同じ場合は,早く現れる方の睡眠)の開始時刻とした。なお,睡眠と睡眠の間の睡眠以外の行動が30分以内の場合は,睡眠が続いているとした。

・出勤時刻... 0 時 15 分以降, 24 時(翌日 0 時)前に

始まる最初の仕事の前にある通勤・通学の開始 時刻。最初の仕事の前に通勤・通学がなく,他 の仕事の前に通勤・通学がある場合は最初の仕 事を前日からの仕事又は持ち帰り仕事とみなし, その次に現れる仕事の前の通勤・通学の開始時 刻とした。他の仕事の前にも通勤・通学がない 場合は最初の仕事の開始時刻とした。

・仕事からの帰宅時刻… 0 時 15 分以降,24 時(翌日 0 時)前に始まる最後の仕事の後にある通勤・通学の終了時刻。最後の仕事の前後に通勤・通学がなく,それ以前に現れる仕事の後に通勤・通学がある場合は最後の仕事を持ち帰り仕事とみなし,それ以前に現れる仕事の後の通勤・通学の終了時刻とし、他の仕事の後にも通勤・通学がない場合は最後の仕事の終了時刻とした。

なお,最後の仕事の後に通勤・通学はないが, 仕事の前に通勤・通学があり,かつそれ以前の 仕事の後にも通勤・通学がある場合は,変則勤 務又は複数の仕事に従事しているとみなし,仕 事からの帰宅時刻は「不詳」とした。

35 行動者数(構成比)

行動者総数に占める各行動(開始又は終了)時刻 (15分刻み)別行動者数の割合をいう。

36 行動者率

37 平均時刻(時:分)

各行動開始又は終了時刻(1日目の午前0時からの経過時間数)別の行動者数に基づき,次の式により算出した。

(1日目午前0時からの経過時間数×行動者数) 行動者数

なお,仕事からの帰宅時刻については「不詳」は 除いて算出した。

5 . 1年間の生活行動に関する事項

「インターネットの利用」,「学習・研究」,「スポーツ」,「趣味・娯楽」,「ボランティア活動」及び「旅行・行楽」について,過去1年間(平成17年10月20日~18年10月19日)に,それぞれの種類別に活動を行ったか否か,行った場合には,活動頻度や目的,共にした人などを調査した。

38 インターネットの利用

仕事や学業などで利用したものは除き,自由時間 等の中で行うインターネットの利用について,次の ように区分した。

(1) インターネットの利用の種類

- ・電子メール
- ・掲示板・チャット
- ・ホームページ,ブログの開設・更新
- ・情報検索及びニュース等の情報入手
- ・画像・動画・音楽データ、ソフトウエアの入手
- ・商品やサービスの予約・購入,支払いなどの利用(ショッピング,バンキング,チケット予約,株取引など)
- ・その他 (クイズや懸賞の応募,アンケート回答,読書, オンラインゲームなど)

(2) 利用機器

 パソコン
 1

 携帯電話・PHS
 自宅外

 その他

(3) 目的

- ・学習・研究
- ・家事・育児・介護
- ・趣味・娯楽
- ・ボランティア活動・社会参加活動
- ・交際・つきあい
- ・その他

39 学習・研究

個人の自由時間の中で行う学習や研究で,社会人が仕事として行うものや,学生が学業として行うものは除く。

内容例示については、「別表3」を参照されたい。

(1) 学習・研究の種類

学習・研究の内容により次のように区分した。

- ・英語
- ・英語以外の外国語
- ・パソコンなどの情報処理
- ・商業実務・ビジネス関係
- ・介護関係
- ・家政・家事(料理・裁縫・家庭経営など)
- ・人文・社会・自然科学(歴史・経済・数学 生物など)
- ・芸術・文化
- ・その他

(2) 目的

- ・自分の教養を高めるため
- ・仕事につくため

- ・現在の仕事に役立てるため
- ・その他

(3) 方法

一 市町村等が行うもの 学習・講座・教室など 民間が行うもの 講演会など 通信教育 テレビ・ラジオ 職場での時間外 各種学校・専修学校 職業能力開発校など その他(上記以外,個人教授 につく場合など)

40 スポーツ

個人の自由時間の中で行うスポーツをいう。 学生が体育の授業で行うものや職業スポーツ選手が 仕事として行うものを除き、次の22種類に区分した。

- ・野球(キャッチボールを含む)
- ・ソフトボール
- ・バレーボール
- ・バスケットボール
- ・サッカー
- ・卓球
- ・テニス
- ・バドミントン
- ・ゴルフ(練習場を含む)
- ・柔道
- ・剣道
- ・ゲートボール
- ・ボウリング
- ・つり
- ・水泳
- ・スキー・スノーボード
- ・登山・ハイキング
- ・サイクリング
- ・ジョギング・マラソン
- ・ウォーキング・軽い体操
- ・器具を使ったトレーニング
- ・その他のスポーツ

41 趣味・娯楽

個人の自由時間の中で行うものをいい,次の34種類に区分した。

- スポーツ観覧(テレビ・DVDなどは除く)
- 美術鑑賞(テレビ・DVDなどは除く)
- ・演芸・演劇・舞踊鑑賞(テレビ・DVDなどは除く)

- ・映画鑑賞(テレビ・ビデオ・DVDなどは除く)
- ・音楽会などによるクラシック音楽鑑賞
- ・音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞
- ・CD・テープ・レコードなどによる音楽鑑賞
- ・DVD・ビデオなどによる映画鑑賞(テレビからの録画は除く)
- ・楽器の演奏
- ・邦楽(民謡,日本古来の音楽を含む)
- ・コーラス・声楽
- 邦舞・おどり
- ・洋舞・社交ダンス
- ・書道
- ・華道
- ・茶道
- ・和裁・洋裁
- ・編み物・手芸
- ・趣味としての料理・菓子作り
- ・園芸・庭いじり・ガーデニング
- ・日曜大工
- ・絵画・彫刻の制作
- ・陶芸・工芸
- ・写真の撮影・プリント
- ・詩・和歌・俳句・小説などの創作
- ・趣味としての読書
- ・囲碁
- ・将棋
- ・パチンコ
- ・カラオケ
- ・テレビゲーム,パソコンゲーム(家庭で行うもの 携帯用を含む)
- ・遊園地,動植物園,水族館などの見物
- ・キャンプ
- ・その他の趣味・娯楽

42 ボランティア活動

報酬を目的としないで自分の労力,技術,時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行う活動をいう。

活動のための交通費など実費程度の金額の支払いを 受けても報酬とみなさず,その活動はボランティア 活動に含めている。

なお,ボランティア団体が開催する催し物などへの 単なる参加は除く。

内容例示については、「別表4」を参照されたい。

(1) ボランティア活動の種類

- ・健康や医療サービスに関係した活動 (献血,入院患者の話し相手,安全な食品を広めることなど)
- ・高齢者を対象とした活動 (高齢者の日常生活の手助け,高齢者とのレクリエーション など)

- ・障害者を対象とした活動 (手話,点訳,朗読,障害者の社会参加の協力など)
- ・子供を対象とした活動 (子供会の世話,子育て支援ボランティア,いじめ電話相 談など)
- ・スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動 (スポーツを教えること,日本古来の文化を広めること, 美術館ガイド,講演会等の開催など)
- ・まちづくりのための活動 (道路や公園等の清掃,まちおこしなど)
- ・安全な生活のための活動 (防災活動,防犯活動,交通安全運動など)
- ・自然や環境を守るための活動 (野鳥の観察と保護,森林や緑を守る活動,リサイクル運動,ゴミを減らす活動など)
- ・災害に関係した活動 (災害を受けた人に食べ物や着るものを送ること,炊き出しなど)
- ・国際協力に関係した活動 (海外支援協力,難民支援,日本にいる外国人への支援活動など)
- ・その他 (人権を守るための活動,平和のための活動など)

(2) 活動の形態

ボランティア活動について ,その活動形態により , 次のように区分した。

団体等に ボランティアを目的としている団体 加入して 町内会・老人クラブ・青年団など その他の団体

団体等に 加入しないで 行っている 家族と学校・職場の人と地域の人と友人・知人・その他の人と一人で

- ・ボランティアを目的としている団体……日赤奉仕 団(自治会,町内会と一体の機能を持っている 場合を除く。),ライオンズクラブなど。
- ・町内会・青年団・老人クラブ等……地域社会とつ ながりの強い団体で,ボランティアを主たる目 的としない団体。自治会,婦人会などを含む。
- ・その他の団体……ボランティアを主たる目的としないその他の団体(PTAなど)。
- ・団体等に加入しないで行っている……国・地方公 共団体から委嘱されている民生委員,児童委員, 保護司,行政相談委員などや,社会福祉協議会 などから委嘱されている福祉委員,高齢者訪問 員,給食サービス,高齢者福祉電話・ベルの受 け手の活動などは,団体等に加入しないで行っ ているとした。

43 旅行・行楽

仕事や学業などを含めた旅行・行楽を対象としている。

旅行とは,1泊2日以上にわたって行うすべての旅行をいう。

行楽とは ,日常生活圏を離れて宿泊を伴わず半日以上かけて行うものをいう。また ,夜行日帰りを含む。

(1) 旅行の種類

行楽(半日以上の日帰りをいい、夜行日帰りも含む)

, 国内旅行 「観光旅行(レクリエーション・スポー ツなどのための旅行を含む)

帰省・訪問などの旅行 業務出張・研修・その他

海外旅行

観光旅行(レクリエーション・スポーツなどのための旅行を含む) 業務出張・研修・その他

なお,帰省・訪問などの旅行」及び業務出張・研修・ その他」には,ついでに観光旅行をした場合も含め た。

(2) 共にした人

- ・家族と……同居していない場合も含む。
- ・学校・職場の人と……在学中の学校の友人(各種学校や専修学校の場合を含む。)や働いている職場の同僚など。
- ・地域の人と……隣近所や同じ町内の人など。
- ・友人・知人・その他の人と……職場・学校,地域 以外の友人・知人や家族でも知人でもない人, 例えば,面識のない不特定の人など。
- ・一人で

44 頻度

該当する活動を過去1年間にどの程度行ったかを, 「旅行・行楽」については回数で,その他の活動に ついては,次のように区分して調査した。

- ・年に1 ~ 4日
- ・年に5~9日
- ・年に10~19日(月に1日)
- ・年に20~39日(月に2~3日)
- ・年に40~99日(週に1日)
- ・年に100~199日(週に2~3日)
- ・年に200日以上 (週に4日以上)

45 行動者数

過去1年間に該当する種類の活動を行った人の数。

46 行動者率

47 平均行動日数

行動者について平均した過去1年間の行動日数。 活動頻度別の行動者数に基づき,次の式により算出した。

(頻度階級の中央値×頻度階級の行動者数) 頻度階級の行動者数

各頻度階級の中央値は次の値とした。

頻度階級	中央値
年に 1~4日	2.5日
年に 5~9日	7.0
年に 10~19日(月に1日)	14.5
年に 20~39日(月に2~3日)	29.5
年に 40~99日(週に1日)	69.5
年に100~199日(週に2~3日)	149.5
年に200日以上(週に4日以上)	282.5

6. 地域区分

この調査の結果表章で用いた地域区分は次のとおりである。

- (1) 都道府県 ……(47区分)
- (2) 14 地域 · · · · · · · · (14 区分)
 - ・北海道(北海道)
 - ・東 北(青森県,岩手県,宮城県,秋田県,山形県,福島県)
 - · 関東 (埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県)
 - · 関東 (茨城県,栃木県,群馬県,山梨県,長野県)
 - ・北 陸 (新潟県,富山県,石川県,福井県)
- ·東 海(岐阜県,静岡県,愛知県,三重県)
- ・近畿 (京都府,大阪府,兵庫県)
- ·近畿 (滋賀県,奈良県,和歌山県)
- ·山 陰(鳥取県,島根県)
- ・山 陽(岡山県,広島県,山口県)
- ·四 国(徳島県,香川県,愛媛県,高知県)
- ・北九州(福岡県,佐賀県,長崎県,大分県)
- ·南九州(熊本県,宮崎県,鹿児島県)
- ・沖 縄(沖縄県)

(3) 大都市圏(注1)・・・・・・・(8区分,3区分)

本調査においては,平成 12 年国勢調査結果に基づき,次の8大都市圏及び3大都市圏とそれ以外の地域に区分し,表章している。

< 8 大都市圏 > ()内は中心市。

- ・札幌大都市圏(札幌市)
- ・仙台大都市圏(仙台市)
- ・関東大都市圏 (東京都特別区部,横浜市,川崎 市,千葉市,さいたま市)
- ・静岡大都市圏 (静岡市)
- ·中京大都市圏(名古屋市)
- ・京阪神大都市圏(京都市,大阪市,神戸市,堺市)
- ・広島大都市圏 (広島市)
- ・北九州・福岡大都市圏(北九州市,福岡市)
- < 3 大都市圏 >

上記大都市圏のうち,関東大都市圏,中京大都市 圏及び京阪神大都市圏を3大都市圏として表章して いる。

(4) 都市階級(注2) ****** (5区分)

平成 17 年国勢調査の人口により区分している。 なお,市町村の境域は平成 18 年 10 月 20 日現在 の境域による。

- ・大都市(人口100万以上の市)
- ・中都市(人口15万以上100万未満の市)
- ・小都市A(人口5万以上15万未満の市)
- ・小都市B(人口5万未満の市)
- 町村

(5) 人口集中地区(注3)

平成 17 年国勢調査結果に基づき,調査区ごとに 人口集中地区か否かを区分している。

なお,調査区内に人口集中と非人口集中の基本単位区が混在している場合は,人口集中地区とした。

- (注1)大都市圏は,次の要件を備えた当該圏域の核となる中心市及びこれに隣接する周辺市町村により形成される圏域である。なお,大都市圏設定には平成12年国勢調査の通勤通学人口を用いているが,構成する市町村及び中心市の境域は平成18年10月20日現在の境域による。
 - ・中心市・・・・・・・・ 政令指定都市及び東京都特別区部。 ただし、中心市が互いに接近している場合は、それぞれについて大都市圏を設定せず、その地域を統合して、一つの大都市圏とする。
 - ・周辺市町村・・・・・・ 中心市への通勤・通学者数 (15 歳以上) がその市町村の常住人口の 1.5%以上であり,かつ,中心市と連接している市町村。

ただし,中心市への通勤・通学者数の割合が1.5%未満であっても,中心市又は他の周辺市町村に囲まれている場合は,周辺市町村とする。

(注2) 都市階級区分は,昭和61年以前の調査,平成3年及び8年以降の調査では区分の仕方が異なるので,時系列比較には注意されたい。

なお,相違点は下表のとおりである。

区分	昭和 51,56,61 年	平成3年	平成8,13,18年
大都市	人口30万以上	人口100万以上, 政令指定都市	人口100万以上
中都市	人口15万~30万 未満	人口15万~ 100万未満	同左
小都市 A	人口 5 万~15万 未満	同左	同左
小都市 B	人口5万未満	同左	同左
町村A	自治省広域市町 村圏の中心市に 隣接する町村		
町村B	自治省広域市町 村の中心市に隣 接しない町村	〉 町 村	同左

(注3) 人口集中地区とは基本単位区を基礎単位地域とし,市 区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区(原則として 人口密度が1km²当たり4,000人以上)が隣接し,それらの 地域の人口が平成17年国勢調査時に5,000人以上を有して いる地域をいう。

別表 1 平成18年社会生活基本調査と平成17年国勢調査の職業分類対応表

社会生活基本調査	国勢調査中分類
専門的·技術的職業従事者	
技術者	技術者
教員	教員
その他の専門的・技術的職業従事者	科学研究者 社会福祉専門職業従事者 保健医療従事者 法務従事者 経営専門職業従事者 宗教家 文芸家,記者,編集者 美術家,写真家,デザイナー 音楽家,舞台芸術家 その他の専門的・技術的職業従事者
 管理的職業従事者	管理的公務員 会社·団体等役員 その他の管理的職業従事者
事務従事者	一般事務従事者 外勤事務従事者 運輸·通信事務従事者 事務用機器操作員
販売従事者	商品販売従事者 販売類似職業従事者
保安職業,サービス職業従事者	
家庭生活支援サービス職業従事者	家庭生活支援サービス職業従事者
保安職業従事者	保安職業従事者
その他のサービス職業従事者	生活衛生サービス職業従事者 飲食物調理従事者 接客・ 給仕職業従事者 居住施設・ビル等管理人 その他のサー ビス職業従事者
農林漁業作業者	農業作業者 林業作業者 漁業作業者
運輸·通信従事者	鉄道運転従事者 自動車運転者 船舶・航空機運転従事者 その他の運輸従事者 通信従事者
生産工程·労務作業者	
採掘作業者	採掘作業者
製造・制作・機械運転及び建設作業者	金属材料製造作業者 化学製品製造作業者 窯業・土石製品製造作業者 金属加工作業者 一般機械器具組立・修理作業者 電気機械器具組立・修理作業者 輸送機械組立・修理作業者 計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業者 食料品製造作業者 飲料・たばこ製造作業者紡織作業者 衣服・繊維製品製造作業者 木・竹・草・つる製品製造作業者 パルプ・紙・紙製品製造作業者 印刷・製本作業者 ゴム・プラスチック製品製造作業者 革・革製品製造作業者 その他の製造・制作作業者 定置機関・機械及び建設機械運転作業者 電気作業者 建設作業者
労務作業者	運搬労務作業者 その他の労務作業者
分類不能の職業	分類不能の職業

別表2 行動の種類の内容例示一覧

行動の種類	内 容 例 示	備考
1 睡眠	夜間の睡眠 昼寝 仮眠	・就寝から起床までの時間を記入する。
		うたたねは「13 休養・くつろぎ」とする。
2 身の回りの用事	洗顔 入浴 トイレ 身じたく 着替え 化粧 整髪	・自分のための用事をいう。
	ひげそり理美容室でのパーマ・カット	・単身者が行う炊事、掃除、洗濯は「7 家事」とする。
3 食事	家庭での食事・飲食 外食店などでの食事・飲食	・交際のための食事・飲食は「18 交際・つきあい」とする。
240	学校給食 仕事場での食事・飲食	・間食(おやつ)は「13 休養・〈つろぎ」とする。
4 通勤·通学	自宅と仕事場の行き帰り	・途中で寄り道をした場合も、ふだんの経路を大きくはずれ
	自宅と学校(各種学校・専修学校を含む)との行き帰り	ない場合の移動の時間はここに含める。
5 仕事	通常の仕事 仕事の準備・後片付け 残業 自宅に持ち	・本人または自家の収入を伴う仕事をいう。
	帰ってする仕事 アルバイト 内職 自営業の手伝い	・休憩時間などのため仕事をしない時間は除く。
6 学業	学校(小学·中学·高校·高専·短大·大学·大学院·予備	・必修科目として行うものでないクラブ活動・部活動はその
	校など)の授業や予習・復習・宿題 校内清掃	内容により「15 趣味・娯楽」、または「16 スポーツ」などと
	ホームルーム	する。
	3. 47V 4	・・。 ・学習塾での勉強はここに含める。
7 家事	炊事 食事の後片付け 掃除 ゴミ捨て 洗濯 アイロン	・通勤・通学者などの送迎はここに含める。
/ 3\ T	かけ つくろいもの ふとん干し 衣類の整理片付け	・自家消費用の作物の栽培などもここに含める。ただし、趣味
	家族の身の回りの世話 家計簿の記入 株価のチェック・	として行なっている場合は「15 趣味・娯楽」とする。
	株式の売買 庭の草とり 銀行・市役所などの用事	・インターネットによる株価のチェック・株式の売買もここに含
	車の手入れ 家具の修繕	一める。
8 介護·看護	家族・他の世帯にいる親族に対する日常生活における入	いる。 ・一時的な病気などで寝ている家族に対する介護・看護も
○ 八成 省成	浴・トイレ・移動・食事などの手助け 看病	ここに含める。
	/iu レ 1ン手// R デ'&CV丁以I// 1971 	ここに占める。 ·家族以外の人に対する無報酬の介護·看護は「17 ボラン
		ティア活動・社会参加活動」とする。
9 育児	乳児のおむつの取り替え 乳幼児の世話 子供のつき	・子供の教育に関する行動を含む。
7 月儿	そい 子供の勉強の相手 子供の遊びの相手	・対映の教育に関する1]動を占む。 ・就学後の子供の身の回りの世話は「7 家事」とする。
10 買い物	食料品・日用品・電化製品・レジャー用品など各種の買	・ウィンドーショッピング、インターネットによる買い物も含む。
10 貝が物	長杯田・日州田・亀代表田・レンドー州田など台種の員	「プインドーショッピング、インダーネッドによる負い物も含む。
11 移動	電車やバスに乗っている時間・待ち時間・乗換え時間	
	自動車に乗っている時間 歩いている時間	時間をいう。
	プロシェニスクでいる時間 ジャーでいる時間 テレビ・ラジオの視聴 新聞・雑誌の講読	・テレビから録画したビデオはここに含める。
新聞・雑誌	アレこ フクオの元本 が旧り 非正応の時が	・インターネットで新聞を読む場合もここに含める。
771 1=41 水圧10/03		・テレビ(録画を含む)・ラジオ(録音を含む)・新聞・雑誌による
		学習・研究は「14 学習・研究」とする。
		・購入・レンタルなどによるビデオは「14 学習・研究」または
		「15 趣味・娯楽」などとする。
13 休養・〈つろぎ	家族との団らん 仕事場または学校の休憩時間 おや	・テレビ・ラジオなどを視聴しながらくつろいだ時間は「12 テ
IN ME (236	つ・お茶の時間食休み	レビ・ラジオ・新聞・雑誌」とする。
14 学習·研究	学級・講座・教室 社会通信教育 テレビ・ラジオによる	・個人の自由時間に行う学習・研究をいう。
(学業以外)	学習・研究 クラブ活動・部活動で行うパソコン学習など	・職場で命ぜられて受けた研修は「5 仕事」とする。
(T* %/i')	自動車教習	・学校の宿題の「自由研究」は「6 学業」とする。
	映画・美術・スポーツなどの観覧・鑑賞 観光地の見物	NAMES HENDING OF THE OFFICE AS
10 AM	ドライブ 趣味としての手芸 華道 趣味としての園芸	
	ペットの世話 麻雀 趣味としての読書 テレビゲーム	
	クラブ活動・部活動で行う楽器の演奏	
16 スポーツ	各種競技会 全身運動を伴う遊び 家庭での美容体操	・運動としての散歩を含む。
	クラブ活動・部活動で行う野球など(学生が授業などで	
	行うスポーツを除く)	
17 ポランティア活動	1 道路や公園の清掃 施設の慰問 点訳 手話 災害地	・自分の所属する町内会・PTA・同業者団体のために行う世
	などへの援護物資の調達 福祉のつどい・バザーの開	話はここに含める。
	催 献血 高齢者の日常生活の手助け 民生委員 婦	・自分の所属する地域・団体で行うバザー,お祭り,運動会
	人活動 青少年活動 労働運動 政治活動 宗教活動	などへの単なる参加は「10 買い物」,「15 趣味・娯楽」,
	子供会の世話 美術館ガイド リサイクル運動 交通安	「16 スポーツ」などとする。
	全運動	
18 交際・つきあい	会食 知人と飲食 冠婚葬祭 送別会・同窓会への出席	・交際のための趣味・娯楽,スポーツはそれぞれ「15趣味・
	および準備 あいさつ回り 見舞い 友達との電話 手紙	娯楽」、「16 スポーツ」とする。
	を書く	
19 受診·療養	病院での受診・治療 自宅での療養	
20 その他	求職活動 墓参り	
	J. M. H. M. T. Z. J.	1

別表3 学習・研究の内容例示一覧

学習・研究の種類	内 容 例 示		
英語	英語 英会話 英語検定		
英語以外の外国語	フランス語 ドイツ語 中国語 スペイン語 ロシア語 ハングル		
パソコンなどの情報処理	パソコンソフトの使用方法 プログラミング ワープロによる文章作成方法		
商業実務・ビジネス関係	商業実務 銀行実務 為替実務 マーケティング実務 経理実務 簿記		
	会計 税務 財務 和・英文タイプ 秘書 国際ガイド		
	フライトアテンダント 同時通訳 経営実務 企業経営 コンサルタント 観光 経営 速記 ホテル観光 珠算 編集広報 ビジネス英語		
介護関係	在宅介護 訪問介護		
家政·家事	家庭経営学 食物学 住居学 児童学 和洋裁 料理 編物 手芸		
	ししゅう アートフラワー 着付 作法 リビングアート		
人文·社会·自然科学	文学 日本文学 言語学 外国語学 比較文学 児童文学		
	日本史 東洋史 西洋史 歴史学 地理 人文地理学 考古学		
	哲学 心理学 倫理学 宗教学 仏教学 神学 東洋思想		
	人文学 文化学 文明学 図書館・情報学 行動科学		
	憲法 民法 商法 刑法 国際法 民事訴訟法 経済法 政治学		
	経営学 会計学 経済学史 国際経済学 マーケティング		
	社会学社会福祉学文化人類学新聞学社会心理学		
	政治経済学 行政学 国際関係論 都市計画 地域計画 経営工学		
	数学 応用数学 確率過程論 応用数理学 情報科学		
	物理学 地球物理学 宇宙物理学 物性学 天文学 応用物理学		
	化学 無機化学 有機化学 高分子学 生命科学		
	生物学生化学動物学植物学生理学遺伝子工学		
	地質学 地球科学 鉱物学 大気水圏科学 気象学		
	基礎科学 海洋科学 原始物理学 環境生物学		
	農学 農業生物学 造園学 農芸化学 食品工学 食品化学 農業工学 農業機械学 農業経済学 農業経営学		
	March		
	大木・建築 電気・電子 無線・通信 自動車整備 機械 情報処理		
	医学関係 看護 歯科技術 臨床検査 はり・きゅう・マッサージ		
芸術·文化	絵画 油絵 彫刻 版画 造形 アニメーション 手工芸		
	グラフィックデザイン インテリアデザイン 映像デザイン		
	音楽の一般理論 声楽 作曲 指揮 音響芸術 楽器演奏 劇音楽		
	俳優養成 舞踏 能楽 放送芸術 映像芸術 人形劇 大衆芸能		
	写真 撮影技術 現像 印画 写真芸術		
	書道 ペン字 レタリング		
その他	栄養 調理 理容 美容		
	親の在り方 親の役割 家庭の教育機能 子供の成長発達		
	教育学関係 教員養成関係 社会福祉		
	地球環境問題 福祉問題 物価 雇用問題 青少年問題 国際政治 遺伝子問題 「いじめ」問題		
	一般教養の自動車の運転技能		

別表4 ボランティア活動の内容例示一覧

「ボランティア活動」は、「もっぱら他人や社会のため」に行うもので、「自分を含む社会のための活動」の色彩が強いものは除きます。

したがって,婦人活動,青少年活動,消費者運動,市民運動,宗教活動,政治活動,権利主張や政策提言型の運動は,ボランティア活動に含めません。

ボランティア	舌動の種類	内容	例 示
健康や医療サービスに 関係した活動		・献血,献血活動への呼びかけ	・病院における活動(利用者サービスの向上のため
		·巡回医療·診療	の協力,環境整備のための活動,入院患者の生き
		·健康相談	がいづくりのための活動)
		・薬に関するデータ提供	
高齢者を対象	とした活動	・高齢者と若者(子供)との交流の場づくり	・友愛訪問や散歩相手
		·高齢者へのレクリェーション指導および相手	・寝たきりやひとり暮らしの高齢者への給食サービス
		・生きがいづくりのための技能指導	・介護サービス
		・ひとり暮らしの高齢者を家庭に招待	
障害者を対象	とした活動	・盲児・し体不自由者の学校などへの誘導	・障害者の社会参加協力(車イスの提供など)
		・障害者の学習指導	・点訳・朗読・レコーディング・手話などの奉仕
		・障害者へのレクリェーションまたは技能指導	・難病者への支援
		・在宅障害者への友愛訪問 , 訪問介助サービス	
子供を対象とし	た活動	・赤ちゃん相談	・児童の学習指導
		・児童遊園地などでのレクリェーション指導	·児童保育
		・子供会の援助・指導	・いじめ電話相談
スポーツ・	スポーツ	・スポーツ教室における指導	・スポーツ会場の警備
文化·芸術·	社会教育	・各種講習会の開催	・社会人大学の講師
学術に関係し	文化・芸術	・音楽家・芸術家の育成支援	・伝統文化の継承と普及
た活動		・市民劇団の開催	・郷土の歴史研究
		・演劇の鑑賞会の企画	
	学術	・調査研究 , 情報収集および提供	・研究会・勉強会の支援
まちづくりのた	めの活動	・道路に花を植える	・都市と農村の交流
		・駅の自転車置き場の整理	・地域団体のリ - ダ - としての活動
		・道路・公園などの清掃	・村おこし・地域おこしの活動
安全な生活のための活動		・地域の危険場所点検のための巡回	·交通安全運動
		・通学路の安全確保活動	・「火の用心」の巡回
自然や環境を	守るため	・廃油を使った石鹸作りの指導	・野鳥の観察・保護
の活動		・海浜美化活動(ゴミ集め)	・砂漠の緑化活動(または植林活動)
災害に関係した活動		・救援物資の確保・輸送	・炊き出しなどの災害時の救援
		・災害復旧のための資金の募集・現地での労力奉仕	・災害後の被災者への救援
国際協力に関係した活動		·国際交流·国際親善	・海外への食料援助
		·海外技術協力	·留学生支援
その他		·人権相談	・生活保護者の支援
		・情報システム技術の提供	·消費者相談
		・上記に揚げる活動を行う団体の運営または活動に	-関する連絡 , 助言 , または援助の活動